

令和 6 年度

丹波篠山市 薪ストーブ等設置補助金のご案内

市内の森林の整備と保全、資源の有効活用、再生可能エネルギーの利用による脱炭素社会の実現を目指し、市内の住宅、公民館、事業所等に、薪ストーブ等木質バイオマス燃料を使用するストーブの導入を行う場合、費用の一部を補助します。



案内 HP

1 募集方法・申込期間・申込方法

① 抽選募集

【申込期間】令和 6 年 4 月 16 日（火）～5 月 15 日（水） ※必着

【申込方法】抽選申込書を農村環境課に提出（窓口/FAX/メール/郵送）

※抽選申込書は破棄せず、申請書類提出時に原本を必ずご提出ください。

② 先着募集

抽選募集終了後、予算の範囲内で実施します。※市 HP でご案内します。

2 申請先（問い合わせ先）

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎 2 階 2 6 番窓口）

〒669-2397 丹波篠山市北新町 4 1

TEL：0 7 9 - 5 5 2 - 5 0 1 3（平日 8:30～17:15）

FAX：0 7 9 - 5 5 2 - 0 6 1 9

E-mail：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

3 補助対象設備、補助金額

補助対象設備	条 件	補助金額	上限額
・薪ストーブ ・ペレットストーブ など (薪、木質ペレット、木質チップ等を燃料とするストーブ)	・本体価格税込 10 万円以上 ・建物内に据え置いて使用するもの ・中古品/自作品/リース品不可 ・補助金申請の 2 週間以上後に <u>新規設置するもの</u> で、令和 6 年度中に工事が完了するもの	<u>ストーブ本体の購入にかかる経費の 1/2</u> (煙突などの排気設備、設置工事やその他備品に係る費用は除く)	15 万円 (千円未満切捨て)

4 補助金交付対象者

以下の条件を満たす方。薪やペレットは市内産の使用に努めていただく必要があります。

(1) 個人の場合

- ① 自ら居住する市内の住宅または居住しようとする市内の住宅（新築・既築）に設置
- ② 補助金の請求時に、丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている（住民票がある）
- ③ 市税（国民健康保険税含む）の滞納がない

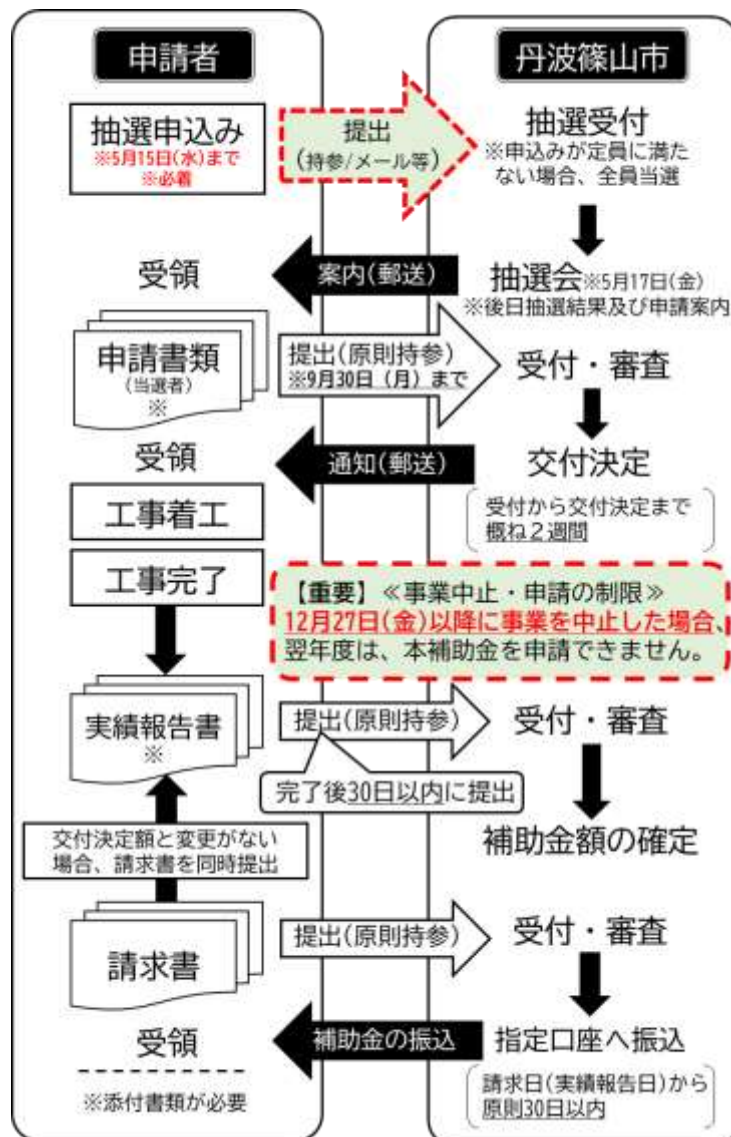
(2) 自治会等の団体の場合

- ① 自治会、まちづくり協議会またはこれらの派生団体として市長が認める団体が、集落の公民館等の活動拠点に設置

(3) 事業者の場合

- ① 個人事業主または法人自ら営業を営み、または活動する市内の事業所内に設置
- ② 市税の滞納がない

5 申請の流れ（抽選募集）



6 抽選の申込みに必要な書類

抽選募集による補助金申請を行う方は、申込期間内に以下書類の提出が必要です。

1 令和6年度 薪ストーブ等設置補助金申請 抽選申込書

※令和6年5月15日（水）必着

※農村環境課窓口を持参・FAX・メール・郵送何れかの方法により、ご提出ください。

※抽選申込書は破棄せず、申請書類提出時に原本を必ずご提出ください。

7 募集数

20件

※抽選申込数が募集数を上回った場合、抽選会により当選者を決定します。

※申込数が募集数と同数または下回った場合、全員当選となります。

8 公開抽選会の開催

申込件数が募集件数を超えた場合、以下のとおり公開抽選会を実施します。

抽選会の参加は任意です。 抽選は原則、市職員のくじ引きで行います。

申込者は抽選会の見学および、希望によりくじ引きの参加が可能です。

【日 時】 令和6年5月17日（金） 10時00分～

【会 場】 丹波篠山市民センター1階 研修室①

抽選結果は、市ホームページに当選者番号の掲載および、郵送にてお知らせいたします。

抽選により、当選者（申請可）・補欠当選者・落選者を決定します。

9 申請書類の準備・提出

申請用紙等は、丹波篠山市環境みらい部農村環境課（市役所本庁舎2階26番窓口）で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

次のページに掲載している必要書類をすべて揃え、同課窓口まで直接ご提出ください。ご不明な点は、必ず事前にご相談ください。

【申請書類提出締切日】 令和6年9月30日（月）

提出前にファックス等により書面の内容が確認できれば郵送でも対応します（送付先は1ページに記載）が、受付は書類の原本が到着した時点となります。

10 申請に必要な書類

補助金を申請するには、ストーブの設置工事前に以下の書類の提出が必要です。

必 須 書 類	<input type="checkbox"/>	1 補助金交付申請書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/>	2 事業計画書（別紙1号）
	<input type="checkbox"/>	3 見積書の写し ※補助対象経費の内訳と事業内容が確認できるもの（別紙可）。
	<input type="checkbox"/>	4 ストーブの構造図 ※設置の詳細が分かる図面や設計図
	<input type="checkbox"/>	5 ストーブの予定配置図 ※室内の配置図
	<input type="checkbox"/>	6 ストーブの仕様が分かるもの ※カタログの写し、HPの印刷可
	<input type="checkbox"/>	7 写真 ※既に建物がある場合のみ
	<input type="checkbox"/>	① ストーブを設置する建物の全景写真
	<input type="checkbox"/>	② 設置予定箇所が確認できる室内の写真
該 当 す る 場 合 に 提 出 が 必 要 な 書 類	<input type="checkbox"/>	◆ <u>抽選募集に申込み、当選者・補欠当選者となった場合</u> 令和6年度 薪ストーブ等設置補助金申請 抽選申込書 ※必ず自署された <u>原本をご提出ください。</u>
	<input type="checkbox"/>	◆ <u>建物の所有者が申請者以外（例：父母など）の場合</u> 建物所有者同意書（書式2）
	<input type="checkbox"/>	◆ <u>建物・ストーブの所有者として共同名義人（例：配偶者など）がいる場合</u> 共同名義人同意書（書式3）
	<input type="checkbox"/>	◆ <u>申請者が自治会、まちづくり協議会以外の団体の場合</u> ※自治会、まちづくり協議会は不要
	<input type="checkbox"/>	① 団体の定款又は規約、会則の写し
	<input type="checkbox"/>	② 活動実態が分かる事業計画書（総会資料など）の写し
	<input type="checkbox"/>	◆ <u>申請者が法人の場合</u>
	<input type="checkbox"/>	① 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）
	<input type="checkbox"/>	② 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
<input type="checkbox"/>	◆ <u>申請者が個人事業主の場合</u>	
<input type="checkbox"/>	① 個人事業主であることが確認できる書類の写し（開業届出等）	
<input type="checkbox"/>	② 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）	

11 交付決定・事業開始

申請後、補助金の交付が決まれば交付決定通知書をお送りします。

必ず交付決定通知日（通知書記載の日付）以降にストーブ設置工事を行ってください。

12 事業中止（廃止）・申請の制限

交付決定後に事業を中止する場合は、市に届出を行う必要があります。なお、下記の期日を過ぎて事業を中止した場合、翌年度は本補助金を受けられませんので、ご注意ください。

【事業中止の判断期日】 令和6年12月27日（金）

※該当する可能性がある場合は、お早めにご相談ください。

13 ストープ設置後に提出する書類

工事完了後は、30日以内（または当該年度の末日のいずれか早い日）に以下の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/>	1 補助金実績報告書（様式第5号）
<input type="checkbox"/>	2 補助金請求書（規則様式第3号（第18条関係） ※日付を空けて実績報告書と提出してください。振込先の口座名義人は申請者と同一
<input type="checkbox"/>	3 領収書の写し ※社印等の押印があるもの ※領収書がない場合（ローン契約や振り込みによる支払い）や、領収書で補助対象経費が確認できない場合（領収額に他案件も含まれている等）は、販売証明書（書式4）による代用可（施工・販売事業者作成）
<input type="checkbox"/>	4 保証書の写し ※氏名、住所、販売日（保証開始日）、販売店名が明記されているもの
<input type="checkbox"/>	5 写真 ※施工中、施工後
<input type="checkbox"/>	6 薪・ペレットストーブ等の利用にあたって（書式5）

14 木質バイオマスストーブ導入に関するお願い

- ・森林資源の有効活用と、地域内の資源循環のため、丹波篠山市産燃料の使用に努めましょう。また、原料の由来や含水率等を考慮し、適切な燃料を使用しましょう。
- ・熱効率の高いストーブを選ぶとともに、機器の性能を十分に発揮できるよう、適切な場所や煙突の高さで設置しましょう。
- ・ストーブは機器説明書のとおり使用し、用途外では使用しないようにしましょう。
- ・ストーブ使用に伴う苦情等が発生した場合は、速やかにその解決に向けた措置を講じる等、真摯に対応しましょう。
- ・事業完了日から5年間は定期的にメンテナンスを行い、適正に維持管理しましょう。
- ・ストーブの設置効果等についての調査に協力をお願いすることがあります。